

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 131
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

【歯科】地震・水害による医療機器の 取り扱いに関する注意事項のご案内

日本各地で地震・豪雨等の自然被害の報告が頻発しております。日本歯科器械工業協同組合では2020年9月8日付で「地震や水害による医療機器の取り扱いに関する確認及び注意事項」が公表されております。下記に注意事項の中から一部抜粋したものを掲載いたします。通知全文と合わせてご確認ください。

I 確認事項

【断水および停電中】

1. 診療室の配電盤電源ブレーカーをOFFにしてください。
2. 診療室の止水栓を閉めてください。
3. 医療機器が移動、転倒、破損していないことをご確認の上、製造販売業者又は専門業者にご連絡ください。特に、歯科用ユニットやX線装置などの大型医療機器をむやみに移動させることは絶対に避けてください。

II 医療機器注意事項

医療機器を安全にご使用いただくため、以下の項目にご注意下さい。
電気を使用する医療機器が浸水又は水（海水を含む）を被った場合は、絶対に電源を入れないで下さい。水が付着した電気回路に通電すると、短絡などが発生して部品の故障、電気部品以外の構造部品も含んだ部品や配線などの交換が必要になる恐れがあります。
製造販売業者又は専門業者に相談し、医療機器の点検を行ってください。
機器が乾いている場合であっても、製造販売業者あるいは専門業者の点検なしで医療機器に通電すると、漏電などによる誤動作・感電・発煙などが発生する危険性があります。
また、一旦正常に起動したとしても、将来的に医療機器の不具合・誤動作・感電・発煙などが発生する恐れがあります。

【歯科用ユニットについて】

歯科用ユニットの水回路の残留水排出（フラッシング）は、製造販売業者の取扱説明書に従って、歯科用ハンドピースホース（エアタービン、モーター、スケーラー）から各医療機器を取り外し、3WAY シリンジのノズルも取り外して実施して下さい。

III その他

【浸水や水を被っていないと思われる医療機器について】

床下浸水の場合、歯科用ユニットやその他の医療機器が浸水又は水を被っていないと思われる場合であっても、浸水により床下にある配線や配管などの安全性が損なわれていることがあります。安全性が確認できない場合は、製造販売業者又は専門業者に依頼し、床下配線、配管など、また、絶縁及びアース接地などの安全性の確認を行ってください。

通知全文【全3ページ】

日本歯科器械工業協同組合HP

